

第7 健康で安全な生活の確保

予防接種の推進や新型インフルエンザ対策の強化などの感染症対策、がん検診や緩和ケアの推進などのがん対策、肝炎治療促進のための環境整備などの肝炎対策、難病等の各種疾病対策などを推進する。

また、健康危機管理対策や輸入食品などの食品の安全対策、食品中の放射性物質対策、食中毒対策などを推進する。

1 予防接種の推進などの感染症対策

132億円(134億円)

(1) 予防接種の推進【一部新規】

13億円(11億円)

平成 24 年 5 月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会より今後の予防接種制度の在り方全般について提言された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」に基づき、3 ワクチン（ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防）の定期接種化などを内容とする予防接種法改正法案を平成 25 年通常国会に提出する。

平成 25 年度予算案においては、副反応報告制度の法定化など予防接種法改正に伴う必要経費を計上する。

なお、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金については、平成 24 年度末で終了するが、3 ワクチンの定期接種費用については、地方財源を確保し地方財政措置を講じる。

(2) 新型インフルエンザ対策の強化【新規】

97百万円

平成 24 年 5 月に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法では、新型インフルエンザが発生した際に速やかにプレパンデミックワクチンを接種する必要がある医療従事者や社会機能維持者が従事する事業者は、厚生労働大臣の登録を受けることになっていることから、登録事業者を管理するための基盤整備などを行う。

(参考) 【平成 24 年度補正予算案】

○新型インフルエンザ対策の推進

63億円

新型インフルエンザの発生に備えて、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンの一部が有効期限切れとなるため、備蓄の維持に必要な買い替え等を行う。

(3) HTLV-1 関連疾患に関する研究の推進 10億円(10億円)

ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型 (HTLV-1) への感染対策と、これにより発症する成人 T 細胞白血病 (ATL) や HTLV-1 関連脊髄症 (HAM) の診断・治療法などに関する研究を、感染症・がん・難病・母子保健対策が連携し、HTLV-1 関連疾患研究領域として総合的な推進を図る。

2 がん対策

235億円(275億円)

(1) がんの早期発見 73億円(105億円)

一定年齢の者に対し、乳がんや子宮頸がん、大腸がん検診の無料クーポン券などを配布し、がん検診受診率の向上を図るとともに、子宮頸がんの罹患率の高い年代の一部の者に HPV 検査検証事業を実施する。

(2) がん診療連携拠点病院の機能強化 34億円(32億円)

① がんの緩和治療体制の整備【新規】 1億円

平成 24 年 6 月に閣議決定した「がん対策推進基本計画」に基づき、都道府県がん診療連携拠点病院に対して、緩和ケアセンターの設置・運営の支援を実施する。

② がん患者などの治療と職業生活の両立【新規】 2.2億円

「がん対策推進基本計画」に基づき、がん診療連携拠点病院などの相談窓口には社会保険労務士や産業カウンセラーなどを配置し、就労継続を希望するがん患者などに対し「治療と職業生活の両立」に関する各種相談や適切な情報提供を行うとともに、就労支援機関などとの連携を強化する。

③ 小児がん対策の推進【一部新規】 2.5億円(2.5億円)

「がん対策推進基本計画」に基づき、小児がんの診療・緩和ケアを行う医療従事者の育成や小児がん患者への相談支援、療育環境を確保するためのプレイルームの運営などを推進する。

また、小児がん拠点病院を統括し、小児がん患者や臨床試験の情報集約、小児がんに関する情報発信、診療実績などのデータベースの構築、コールセンターなどによる相談支援などの機能を担う中核的な機関として、小児がんセンター（仮称）の設置・運営の支援を実施する。

(3) がん治療薬創薬研究の推進【新規】(再掲・49ページ参照) 5億円

3 肝炎対策

188億円(239億円)

(1) 早期発見・早期治療の促進のための環境整備 129億円(178億円)

肝炎患者への医療費の助成に必要な経費を確保し、引き続き適切な医療の確保や受療促進を図るとともに、治療を要する方が適切な治療を開始できるようサポートする。

また、肝炎ウイルス健診の個別勧奨を引き続き実施するなど、肝炎ウイルス検査の受検促進を図る。

(2) 肝炎治療研究などの強化【一部新規】(一部前述・49ページ参照)

50億円(49億円)

B型肝炎の新規治療薬の開発などを目指した創薬研究の推進を図るとともに、C型肝炎ウイルスなどの持続感染機構の解明や肝硬変の病態の進展予防、新規治療法の開発を目指した研究を行い、肝炎に関する基礎、臨床、疫学研究、行政研究などを推進する。

(参考)【平成24年度補正予算案】

○肝炎研究推進のための臨床研究基盤体制の整備(再掲) 13億円

日本の肝炎研究の推進を図る一環として、ヒトの遺伝子や免疫機構の解析に関する研究等をより加速することにより、新しい治療法の開発や新薬の開発を促進させるため、肝炎研究の中核施設である(独)国立国際医療研究センターの肝炎・免疫研究センターに最先端の研究機器を配備する。

(3) 肝炎総合対策推進国民運動による普及啓発の推進【新規】 1億円

肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、あらゆる国民が肝炎への正しい知識を持ち、早期発見・早期治療に向けて自ら積極的に行動していく新たな国民運動を展開する。

(4) 肝炎患者の就労に関する相談支援体制の強化【新規】 38百万円

「肝炎対策基本指針」に基づき、肝疾患診療連携拠点病院の肝疾患相談センターなどに社会保険労務士や産業カウンセラーなどを配置し、就労継続を希望する肝炎患者に対し「治療と職業生活の両立」に関する各種相談や適切な情報提供を行うとともに、就労支援機関などとの連携を強化する。

4 難病などの各種疾病対策、移植対策、健康増進対策

666億円(580億円)

(1) 難病対策

549億円(459億円)

① 難病患者の生活支援などの推進

447億円(356億円)

難病の治療研究を推進し、患者の経済的負担の軽減を図るため、医療費助成を引き続き実施するとともに、都道府県の超過負担を減少させるべく、所要額を計上する。(440億円(350億円))

また、平成25年1月に厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会でとりまとめられた「難病対策の改革について(提言)」を踏まえ、「難病対策の推進のための患者データ登録整備事業」(新規)を実施する。

(参考)

「平成25年度における年少扶養控除等の見直しによる地方財政の追加増収分等の取扱い等について」(平成25年1月27日三大臣合意(総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣)(抄)

「(1) 特定疾患治療研究事業については、平成26年度予算において超過負担の解消を実現すべく、法制化その他必要な措置について調整を進めること。」

② 難病に関する調査・研究などの推進(一部前述・49ページ参照)

102億円(102億円)

難病の革新的診断・治療法の開発を促進するため、創薬研究をはじめ、再生医療技術を用いた研究や個別化医療に関する研究を総合的・戦略的に推進するとともに、国際ネットワークへの参加などを通じて、難病対策の国際的連携の構築を図る。

また、希少疾患の中でもきわめて患者数の少ない疾病の医薬品や医療機器の研究開発に対する支援を行い、製品化を推進する。

(2) 各種疾病対策

62億円(65億円)

① エイズ対策の推進(一部前述・49ページ参照)

54億円(57億円)

HIV検査・相談について、利便性に配慮した体制の整備、検査の必要性が高い対象者やこれらの対象者の多い地域への重点化など、効率的・効果的な施策の推進を図る。

また、HIV感染症のまん延の防止に資する、世界初のエイズ予防ワクチンの開発を進めるとともに、新たなHIV治療薬や合併症の治療薬の開発を行い、HIV感染症の長期予後の改善を図る。

② リウマチ・アレルギー対策の推進

5.9億円(5.9億円)

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなど免疫アレルギー疾患の治療法などの研究を推進するとともに、医療従事者の資質向上や医療連携体制の確保を図る。

③腎疾患対策の推進

2.1億円(2.4億円)

慢性腎臓病（CKD）に関する診断・治療法の研究開発を推進するとともに、慢性腎臓病患者に対する生活・食事指導、医療従事者への研修や正しい知識を普及させるためのシンポジウムを実施する。

(3)移植対策

27億円(27億円)

①造血幹細胞移植対策の推進【一部新規】

19億円(18億円)

平成24年9月に成立した、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の円滑な施行に向け、骨髄移植、末梢血幹細胞移植や臍帯血移植の3種類の移植法について、患者の疾病の種類やステージに応じて最適な方法で移植を実施できる体制を整備する。

また、ドナーと患者の移植後の健康状況の把握、分析のための取組みの支援、造血幹細胞移植医療体制の整備を行うとともに、より安全に臍帯血移植を実施していくための共同事業を支援するなど、造血幹細胞移植の一層の推進を図る。

②臓器移植対策の推進

6.6億円(7億円)

平成22年7月の改正臓器移植法の施行に伴い、脳死下臓器提供事例が着実に増加している中、臓器移植が適切に実施されるよう、あっせん業務に従事する人を増員(35人→38人)するとともに、引き続き臓器移植の普及啓発を推進する。

(4)健康増進対策

27億円(30億円)

①健康づくり・生活習慣病対策の推進

15億円(17億円)

健康寿命の延伸を実現することなどを目的とした「健康日本21(第2次)」(※)を着実に推進するため、国民一人ひとりが日々の生活の中で自発的に健康づくりの具体的な行動を起こしていけるよう、地域での健康づくりを着実に実施するために自治体・企業・民間団体の連携を更に推進し、健康づくりの国民運動化を推進する事業などを実施する。

※「健康日本21(第2次)」:国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、平成25年度から34年度までの国民健康づくり運動を推進するもの。

②生活習慣病予防に関する研究などの推進

12億円(12億円)

生活習慣病の予防から診断、治療に至るまでの研究を体系的に実施する中で、糖尿病などの合併症に特化した予防、診断、治療に関する研究を重点的に推進し、今後の対策の推進に必要なエビデンスの構築を目指す。

5 健康危機管理対策の推進

6. 1億円(6. 5億円)

(1) 健康安全・危機管理対策総合研究の推進

4. 5億円(4. 6億円)

感染症・テロリズム等健康危機の発生に備えた初動体制の確保、危機情報の共有や活用、地域での健康危機管理体制の基盤強化などに資する健康安全・危機管理対策総合研究事業により総合的な研究を推進する。

(2) 健康危機管理体制の整備

1. 1億円(1. 1億円)

非常時に健康危機管理体制が十分に機能するよう、平時から、各種訓練の実施、地域での連携体制の構築などを行うとともに、地域での健康危機事例に的確に対応するため、専門家の養成などを行う。

(3) 国際健康危機管理対策の推進

57百万円(83百万円)

国外での未知の感染症が疑われる事例の調査で、WHO などが編成する疫学調査チームに国立感染症研究所が参加し、国際的な感染症の情報収集、分析、情報の還元などを行う。また、国内外で分離される病原体のゲノム情報の解読、その情報のデータベース化や疫学調査などへの利用を推進する。

6 保健衛生施設などの災害復旧に対する支援(復興)

6. 4億円

東日本大震災で被災した保健衛生施設などのうち、各自治体の復興計画で、平成 25 年度に復旧が予定されている施設などの復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

7 食の安全・安心の確保

129億円(130億円)

(1) 輸入食品の安全確保対策等の推進

106億円(101億円)

輸入食品が増加する中で、検疫所のモニタリング検査について、食品群ごとの輸入量、違反率などにに基づき必要とされる検体数を考慮して、体制整備を行いつつ適切に実施する。

また、経済連携協定(EPA)など国際協定に係る協議への体制強化を図るとともに、輸出国での食品安全対策の実施状況に関する計画的な調査などを行い、輸入食品の安全確保対策を推進する。

(2) 食品中の放射性物質対策の推進(復興) 3.3億円(7.2億円)

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品の汚染状況や摂取状況を調査し、基準値を継続的に検証するとともに、国で流通段階での買上調査を実施するなどの取組みを行う。

また、各自治体のモニタリング検査が円滑に実施できるよう、検査機器の整備に対する補助を行うほか、食品中の放射性物質に関する調査研究を行う。

(3) 食中毒対策の推進 67百万円(74百万円)

近年の大規模・広域化した食中毒事件の被害拡大防止のため、菌株収集などによる原因究明調査を行うとともに、担当官を現地に派遣し疫学調査の支援を行うなど、食中毒対策を推進する。

(4) 残留農薬等の安全確保対策の推進 9.3億円(10億円)

① 残留農薬等のポジティブリスト制度などの推進 7.6億円(8.8億円)

平成18年度の「ポジティブリスト制度(※)」の導入の際に設定した農薬などの基準について、引き続き、着実な見直しを進めるとともに、食品添加物について、国際汎用添加物(※)の迅速な指定や安全性確保の取組みを推進する。

※ポジティブリスト制度：食品中に残留する農薬などについて、残留基準を設定し、基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売などを禁止するもの。

※国際汎用添加物：国際的に安全性が確認され、欧米で広く使用が認められており、国が主体的に指定に向けた検討を進めるもの。

② 健康食品の安全確保対策の推進 33百万円(33百万円)

いわゆる健康食品による健康被害を未然に防ぐため、食品成分についての安全性試験や分析調査を行う。

③ 食品用容器包装等の安全確保対策の推進 85百万円(84百万円)

食品用容器包装等に用いられる化学物質の規制について、容器包装から食品への溶出試験の実施などにより具体的なデータの蓄積を行い、欧米などで導入されているポジティブリスト化に向けた制度の検討を進める。

また、近年、利用が拡大し、食品用途にも応用されつつあるナノマテリアル(※)について、溶出試験の実施などにより具体的なデータの蓄積を行い、リスク管理手法の検討を進める。

※ナノマテリアル：大きさが100ナノメートル以下の小さな物質(ナノとは1ミリの100万分の1)。

④ 食品汚染物質に係る安全確保対策の推進 50百万円(50百万円)

食品中の汚染物質対策について、重金属、かび毒などの汚染実態や摂取量の調査などを行い、基準の設定や見直しなどの安全性確保の取組みを進める。

(5) 食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進

9百万円(11百万円)

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者などへの積極的な情報提供や双方向の意見交換を行う。

(6) 食品の安全の確保に資する研究の推進

8.8億円(9.8億円)

食中毒の予防や食品中の化学物質の基準設定などの課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。

8 水道の耐震化・老朽化対策、災害復旧の推進など

350億円(582億円)

(1) 水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進

263億円(380億円)

災害時でも安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体が実施する水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進に要する費用に対して補助を行う。

(参考)【平成24年度補正予算案】

○水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進

278億円

災害時でも安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体が実施する水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進に要する費用に対して補助を行う。

(2) 水道施設の災害復旧に対する支援(復興)

85億円(200億円)

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

9 生活衛生関係営業の活性化や振興など

27億円(26億円)

(1) 生活衛生関係営業の活性化や振興【一部新規】

25億円(24億円)

中小零細の生活衛生関係営業者の営業の振興を図るとともに、生活衛生サービスの安全・安心の推進のため、全国生活衛生営業指導センターのシンクタンク機能や都道府県生活衛生営業指導センターの総合調整機能の強化を図り、各生活衛生同業組合が連携して地域の活性化を図る事業などに対する支援・指導を行う。

(参考)【平成 24 年度補正予算案】

○生活衛生関係営業の安定化支援

3.1 億円

((株)日本政策金融公庫への政府出資金)

生活衛生関係営業の安定化を支援するため、(株)日本政策金融公庫の融資について、開業当初に雇用を維持・拡大する場合等の金利の引下げ措置を実施する。

(2)被災した生活衛生関係営業者への支援(復興) 1.2 億円(1.4 億円)

東日本大震災で被災した営業者自らが復興の担い手となるよう、被災した営業者の営業再開を支援する。

10 B 型肝炎訴訟の給付金などの支給 572 億円(345 億円)

特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、B 型肝炎ウイルスの感染被害を受けた人々への給付金などの支給に万全を期すため、社会保険診療報酬支払基金に設置した基金に給付金などの支給に必要な費用の積み増しを行う。

11 原爆被爆者の援護【一部新規】 1,481 億円(1,478 億円)

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を引き続き実施する。

また、広島原爆による黒い雨を体験して健康不安を訴える方々に対して、個別面談による心のケアや、健康状態の把握や専門医による対応を実施し、不安軽減のための取組みを推進する。

12 ハンセン病対策の推進 366 億円(388 億円)

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律などに基づき、ハンセン病療養所の入所者への必要な療養の確保、退所者などへの社会生活支援策、偏見・差別の解消のための普及啓発などの施策を着実に実施する。

また、ハンセン病療養所での歴史的建造物などの保存に向けた取組みを推進するとともに、栗生楽泉園くりゆうらくせんえんに重監房資料館（※）を整備する。

※重監房資料館：ハンセン病に対する隔離政策の歴史において、象徴的な施設である「重監房（特別病室）」について、歴史の教訓として後生に継承するための施設。

13 違法ドラッグを含む薬物乱用・依存症対策の推進

9.1億円(9億円)

(1) 違法ドラッグ対策の強化

2.1億円(1.6億円)

社会問題化している違法ドラッグの乱用を食い止めるため、指定薬物や麻薬に指定されていない新規物質の指定の迅速化、化学構造が類似している特定の物質群を指定薬物として包括的に指定（包括指定）するための分析体制などの充実強化、乱用防止のための情報の収集・提供や啓発などの取組みを強化する。

(2) 薬物などの依存症対策の推進

39百万円(53百万円)

地域での薬物・アルコールを中心とした依存症対策を推進するため、実施自治体で毎年度当初に「地域依存症対策支援計画」を策定し、この計画に基づく事業を実施する。

また、依存症者の社会復帰支援を強化するため、家族支援員による相談支援のほか、関係者や依存症家族に対しての研修を行う。

14 血液製剤対策の推進

1.3億円(4.2億円)

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、血液製剤の安全性の向上を図るため、未知の感染症などの新たなリスクの早期探知及びリスク評価や安全対策の効果の検証などを適切に実施する体制を強化するとともに、血液製剤の安定供給の確保を図るため、将来の献血の担い手となる若年層対策として、高校生に対して学校教育を通じて献血に関する普及啓発を行う取組みを強化する。

15 カネミ油症患者に対する新たな総合的な支援策の実施

【一部新規】

6.3億円(2.1億円)

カネミ油症患者に対する新たな総合的な支援策の一環として、ダイオキシン類を直接経口摂取したことによる健康被害という特殊性から、カネミ油症患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金（一人当たり19万円）を支給するとともに、研究・検診・相談事業を推進する。